

前史

現在の日本医師会は昭和22年(1947)11月に設立された。戦時中に、東条内閣のもとで改組された官製医師会を改めて、全国の医師の自由意思による社団法人として、再発足したものである。

日本医師会は、大正5年(1916)に、開業医の自発的な運動の成果として設立され、破傷風とジフテリアの血清療法の発見者であり、伝染病研究所所長であった北里柴三郎を会長に戴いた大日本医師会以来の、32年間の前史がある。

●大日本医師会

大日本医師会は、大正5年(1916)11月10日、医師による初の全国統一組織として誕生した。東京・麹町にあった大日本私立衛生学会会堂で開かれた発会式で開会挨拶に立った北里柴三郎は、「3万有余のわが会員という者はことごとく国民に直接に接するところの即ち開業医のみでございます」と述べている。国立大学付属病院や陸海軍病院などの官公立病院の医師を除いた開業医の組織として、設立されたのである。

明治初年(1868)の西洋医学の本格的な導入以来、都市部を中心に開業医が少しずつ増え、東京などでいくつかの研究親睦団体がつくられていたが、今日の医師会に相当する組織はなかった。明治30年代になると、大学や医学専門学校で正規の医学教育を受けて卒業した医師が増えてきた。そうした人たちが、医師の資質の向上や医業権益の確保のために医師会設立の運動を始めた。

大きなきっかけには、薬剤師が医薬分業の実施を求めて、いち早く明治26年(1893)に全

国組織の日本薬剤師会をつくり、強制医薬分業を定める法案の提出を働きかける政治運動を進めていたことがあった。この動きに刺激されて、対抗のために組織づくりを急ごうという機運が、開業医の間に盛り上がった。

運動が実って、明治39年(1906)に医師法



北里会長の銅像(日本医師会館1階ロビー)

が制定された。医師法の第8条に「医師は医師会を設立することを得。医師会に関する規程は内務大臣之を定む」と定められた。医師会を任意団体として設立できるようになった。翌年から各府県に医師会が相次いで誕生した。明治43年(1910)ごろからは、関東、東北、関西、九州などブロック別の医師大会も年々開かれるようになった。しかし、全国組織づくりはなかなか進まなかった。

大正時代に入り、薬剤師会が医薬分業の実施を要求して、再び全国的な運動を強力に展開した。このことが危機感を生んで、開業医の間に急速に「全国組織をつくらなくては」という声が高まった。大正3年(1914)に、まず有志による日本連合医師会が設立された。し

かし、この組織は参加する府県が少なく、本格的な活動をするまでに至らなかった。

そうこうしているうちに薬剤師会の運動が功を奏し、帝国議会に「内務大臣は適当と認める地方において、3年間の猶予期間において医師の調剤を禁止する」との薬律(「薬品営業並薬品取扱規則」の通称)改正案が提出された。こうした動きに、医師たちの危機感も高まり、大正5年1月末、東京で全国医師会長大会が開かれて、大日本医師会の設立が合意された。薬律改正案は大正5年の帝国議会で、審議未了となった。



大日本医師会発会式(第1次総会、大正5年11月10日)

●旧・日本医師会

大日本医師会は、設立総会で「医権の伸張を欲し、衛生行政の振肅を望まんに、吾人同志を衆議院に送る外なし」と決議した。先行する薬剤師会の政治活動に対抗しようとの考えであった。翌大正6年(1917)の総選挙で、医師出身議員14人を当選させて、政治活動の足がかりができた。そのうえで、医師法の改正を政府や議会で強く求めた。任意設立の医師会を強制設立、強制加入に切り替え、公法人としての法人格を得ようというねらいであった。

運動が実り、大正8年(1919)の帝国議会で医師法が改正された。郡市区医師会と道府県医師会(まだ東京は東京府であった)は強制設立とされ、法人格が与えられた。それまで加入義務のなかった官公立病院の勤務医も、勤務地の医師会への加入が義務づけられた。

北里会長ら執行部は、さらに全国組織の公法人化も要求して内務省に対する運動を続けた。その結果、大正12年(1923)に医師法が改正されて、医師会全国組織の公法人化が認められた。新しい日本医師会は、大正12年11月24日、内務大臣から法人認可を受けた。翌25日には東京・丸の内の生命保険会社協会で設立総会を開いて、北里を会長に選出した。大日本医師会は解散した。

●官製・日本医師会

こうして発展してきた医師会も、日中戦争から太平洋戦争へと続く戦時体制のなかで、戦争遂行のための国家総動員体制に組み込まれた。太平洋戦争が始まった直後の昭和17年(1942)2月、それまでの医師法をはじめとするすべての医事法を統合して、国民医療法が制定、公布された。

医師会は「国民体力の向上に関する国策に協力するを以て目的とす」と規定されて、医師は、現役の軍医を除いて、大学教授も官公吏もすべて強制加入となった。「行政当局の監督を強化することにより、医師会を国家の別働機関たらしむる」と説明された。「医師会は全医人打って一丸としたる真の職域奉公体」であって、「開業医は認めるが、その医業が国家目的に十分に沿いうるよう規制した上で認める」とされて、強い国家統制のもとに置かれた。

医師会の役員はすべて官選となった。昭和18年(1943)2月、小泉親彦厚相は医師会長に稲田龍吉、副会長に中山寿彦を任命した。

医師会の官製化と合わせて、特別法人としての日本医療団が設立された。医療団は、病院や診療所、産院の運営と、医療関係者の指導錬成にあたりとされた。陸海軍病院を除く国公立病院を傘下に収めたほか、戦地に赴いた医師が開業していた医院を中心に、民間の病院、診療所の吸収も進めた。医療団の総裁には稲田龍吉が就任して、日本医師会長と兼任した。医師会は、戦争遂行のための国家組織の重要な一翼を担い、終戦を迎えた。